

第6回休眠預金等活用審議会概要

※ 本概要は事務局により整理したもの
休眠預金等活用担当室

日 時：平成29年11月8日（水）10:00～11:34

場 所：中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

概 要：

<議事1 休眠預金等活用に当たっての基本原則の修正案について>

○事務局より休眠預金等活用に当たっての基本原則の修正案について説明し、案のとおり決定。

<議事2 休眠預金等活用に係る監督体制について>

○事務局より休眠預金等活用に係る監督体制について説明。内容について意見はなかった。

<議事3 指定活用団体及び資金分配団体の役割及び機能について>

○事務局より各主体が担う役割及び機能に関する論点（案）等について説明し、その後、資料提出のあった委員及び専門委員より当該資料について説明があった。主な意見は以下のとおり。

- 休眠預金等の交付の対象となる案件を発掘・調査し、広げていく機能を、指定活用団体や資金分配団体が担っていくべきである。
- 指定活用団体は研究に基づいた知の集積を社会に対して発信していくという役割が必要。
- 指定活用団体のプロモーション機能としては、民間公益活動へ民間資金等と呼込むといった「攻め」と、透明性確保といった「守り」をしっかりと実施すべき。
- 民間公益活動に対する民間の寄附あるいは金融機関の資金提供を促していくため、指定活用団体の機能として、民間公益活動についての広報、PRを加えるべき。
- モニタリングと伴走型支援をどのように整理していくかというのが問題である。資金分配団体の中に伴走型支援の機能を付加する一体型のもので、伴走型支援の機能を独立した担い手に担わせるといった独立型のスキームが考えられるが、独立型がよいのではないか。
- 外部の委員との役割分担を行えば、資金分配団体も伴走支援しながら監督はできると思う。
- 資金分配団体は、地域に密着した団体と、テーマごとの団体の2種類あると思うが、伴走型支援では、それぞれの団体が得意な分野で協力すれば良いのではないか。
- 指定活用団体や資金分配団体において、伴走支援を行うところと、その進捗管理あるいは成果評価を行うところをどう部門的に切り分けるかが課題。
- 不正の発生時には、①原因究明、②処分、③再発防止の3点セットと透明性の徹底が重要。